様式1

北陸電力送配電株式会社

住所：

会社名：

代表者名：　　　　　　　　　　　　　印またはサイン

電話番号：

申　　　　　請　　　　　書

北陸電力送配電株式会社による適格審査を受けることを申請します。

当社は申込書類を提出し、財務及び技術面を明らかにするためのあらゆる調査を北陸電力送配電株式会社またはその代理人が行うことに同意します。本目的のため、官庁、エンジニア、銀行、取引先等が北陸電力送配電株式会社に対して、その要請により申込書類または当社に関する確認のために必要な情報を提供することを同意します。

適格審査に関する全ての書類および情報については、守秘義務を負うことを同意します。

詳細については以下にお問い合わせ下さい。

１．総括

（１）担当者：

（２）所属：

（３）住所：

（４）電話番号：

（５）メールアドレス：

２．財務

（１）担当者：

（２）所属：

（３）住所：

（４）電話番号：

（５）メールアドレス：

３．技術

（１）担当者：

（２）所属：

（３）住所：

（４）電話番号：

（５）メールアドレス：

様式2

Ⅰ．　　　一　　　般　　　事　　　項

Ｑ１.会社概要

１．本社機能

（１）会社名：

（２）所在地：

（３）ファックス番号：

（４）電話番号：

（５）メールアドレス：

（６）国名および創立年：

（７）主な事業内容：

（８）従業員数：

２．スマートメーター製造工場

（１）事業所名または会社名：

（２）所在地：

（３）ファックス番号：

（４）電話番号：

（５）メールアドレス：

（６）国名および設立年：

（７）主な事業内容：

（８）従業員数：

３．アフターサービス拠点

（１）事業所名または会社名：

（２）所在地：

（３）ファックス番号：

（４）電話番号：

（５）メールアドレス：

（６）国名および設立年：

（７）主な事業内容：

（８）従業員：

（技術部門従業員数：　　　　　　　　　　　　　　　）

４．日本国内拠点【海外メーカーで日本国内に拠点（対応窓口）がある場合】

（１）事業所名または会社名：

（２）所在地：

（３）ファックス番号：

（４）電話番号：

（５）メールアドレス：

（６）設立年：

（７）主な事業内容：

（８）従業員数：

Ｑ２.取引先登録

１．北陸電力送配電への機器納入の有無：

有　　　　　　　 無

有の場合、主な機器名：

２．（１．無の場合のみ）北陸電力送配電への取引先として登録する意思の有無:

有　　　　　　　 無

Ｑ３．取引形態

□メーカーとして直接取引

□メーカーから物品を仕入れて販売（輸入を含む）

　仕入先（メーカー）名：

□メーカーの代理店として取引

　メーカー名：

　代理店の場合はメーカーからの委任状を必ず申込書類に添付すること。

□商社を交えて取引【海外メーカーのみ】（上記選択肢と合わせて回答すること）

　　　　　商社名：

　　　　　商社の業務範囲：

Ｑ４．財務状況

１．至近３会計年度の監査済財務諸表に基づく資産、及び負債に関し下表に記載のこと

至近３会計年度の監査済財務諸表、及び最新の年次報告書の写しを添付すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 年度　２０ | 年度　２０ | 年度　２０ |
| 1．総資産 |  |  |  |
| 2．流動資産 |  |  |  |
| 3．総負債 |  |  |  |
| 4．流動負債 |  |  |  |
| 5．総売上 |  |  |  |
| 6．営業利益 |  |  |  |
| 7．純資産（１－３） |  |  |  |
| 8．運転資本（２－４） |  |  |  |
| 9．当座資産 |  |  |  |

Ｑ５．納入実績

１．国内・国外を問わず、過去３年間におけるスマートメーターの全ての納入実績を記載すること。

（国名：　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：個）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品名 | ２０　　年度 | ２０　　年度 | ２０　年度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（国名：　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：個）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品名 | ２０　　年度 | ２０　　年度 | ２０　年度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

Ｑ６．日本語対応能力【海外メーカーのみ】

１．意思疎通（日本語は北陸電力送配電の社員をサポートするために十分な技術レベルを有すること）

□全て日本語対応可能

□一部日本語対応不可

一部日本語対応不可を選択した場合には、不可となる範囲：

□日本語対応不可（英語等によるコミュニケーション）

２．ドキュメント（資料、図面などの図書類において、日本語とする範囲）

□全て日本語対応可能

□一部日本語対応不可

一部日本語対応不可を選択した場合には、不可となる範囲：

□日本語対応不可

Ｑ７．事業継続計画

事業継続計画（ＢＣＰ）※またはこれに相応する対策の有無：

有　　　　　　　 無

有の場合、それが分かる資料を必ず申込書類に添付すること。

添付資料名：

　　※事業継続計画（ＢＣＰ）とは、工場の複数化、部品調達先の複数化、物品の搬入経路の複数化など、非常災害時における企業の事業継続を目的とした対策計画

様式３

Ⅱ．　　　技　　　術　　　事　　　項

Ｑ１．品質保証体制

ＩＳＯ９００１の取得状態：

□認可済

　認定済みの場合は、登録証の写しを添付すること。

□未認可

□認可申請中

認可予定日：

Ｑ２．型式取得状況

　　　日本電気計器検定所（以下、「ＪＥＭＩＣ］）と北陸電力送配電の形式取得状況を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | ＪＥＭＩＣ | 北陸電力送配電 |
| 例：単相2線式100Ｖ30Ａ | 取得済み（20XX年X月取得） | 未取得（20XX年X月取得予定） |
|  |  |  |
|  |  |  |

Ｑ３．スマメの生産能力

　１．現在の生産能力

（20XX年XX月時点）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：個）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ラインの  月間生産能力 | ライン数 | 月間生産能力 | 年間生産能力 | |
| 全体 | 当社納入可能数量（再掲） |
|  |  |  |  |  |

　２．今後の生産能力

　　　今後、工場や生産ライン等の新設計画がある場合は記載すること。

　　（20XX年XX月時点）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：個）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ラインの  月間生産能力 | ライン数 | 月間生産能力 | 年間生産能力 | |
| 全体 | 当社納入可能数量（再掲） |
|  |  |  |  |  |

Ｑ４.アフターサービス

１．アフターサービスの実施内容

体制および範囲が分かる書類を添付すること。

・アフターサービス範囲：

・アフターサービス体制図：

・アフターサービス拠点が有する機能と保有設備・資機材：

・アフターサービス実施者と貴社との関係：

２．アフターサービス拠点地が日本国外の場合、保守を行なうため日本の会社との提携の有無

有　　　　　　　 無

有の場合、提携先、その内容：

Ｑ５．事故障害対応方針

必要に応じて、体制や範囲が分かる書類を添付すること。

１．事故障害発生時の対応における基本的な方針

事故障害発生時の原因追求と抜本対策による再発防止に係わる実施の可否

　　　可　　　　　　　 否

可の場合、実施における体制・制約事項

　　 否の場合、その事項と理由

２．過去障害事例の設計への反映実績、障害事例に対する原因追求実績

様式４

年　　月　　日

北陸電力送配電株式会社

所在地

商号または名称

代表者名 　　　　　　　　　　　　 印

**反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書**

当社は、次のとおり、反社会的勢力ではないことを表明し確約いたします。

なお、次の１．の各号のいずれかに該当し、もしくは２．の各号のいずれかに該当する行為をし、または本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴社との取引が停止され、または契約の全部または一部を解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい当社の責任といたします。

１．貴社との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

（１）暴力団

（２）暴力団員

（３）暴力団関係者

（４）総会屋

（５）その他前各号に準ずるもの

２．自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

（１）反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為

（２）暴力的な要求行為

（３）法的責任を超えた不当な要求行為

（４）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（５）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を

妨害する行為

（６）その他前各号に準ずる行為

以上